

文字が書けず来庁できない者の対応について

令和4年2月22日
朝日村役場住民福祉課

病気等により字が書けず来庁できない者の証明請求または住民票異動届出があった場合の対応について、次のように整理します。

なお、「本人等」は「病気等により字が書けず来庁できない者本人又は届出義務者（世帯主・世帯員）・法定代理人等（未成年者の親権者・成年後見人）」を指します。

1. 委任状による対応（本人が意思表示できると思われた場合）

委任状をはじめとする各種届出書類等は「署名または記名押印」で対応できるため、本人等以外の者が記入したもの（委任状余白に「代筆 ○○○○」と記入）に本人等の印鑑を押した委任状であれば、原則として受理できるものとする。

<本人等の印鑑について>

本人等の実印（印鑑登録済）が一番望ましいが、認印を断る理由にも乏しいので、本人等の印鑑でないことが明白な場合（例：申述者の印鑑など）を除いて認印でも差し支えない。また、印鑑の代りに拇印も有効と考えるが、拇印を強制するまたは勧奨することは避ける必要がある。（申述者が自主的に申し出た場合のみ）

2. 申述書による対応（本人等全員が意思表示できない・困難であると言われた場合）

本人等全員の意思能力が乏しいことを確認する必要があるため、本人等全員に対して次のいずれか1つの書類提示・対応を求めた上で、申述書を提出してもらう。

届出等の対象者本人	本人以外の届出義務者・法定代理人等 (該当者がいなければ不要)
☐ 診断書等、病状がわかる書類 (施設入所に係る契約書類も可)	☐ 診断書等、病状がわかる書類 (施設入所に係る契約書類も可)
☐ 要介護度3以上がわかる書類	☐ 要介護度3以上がわかる書類
☐ 精神障害者手帳・療養手帳	☐ 精神障害者手帳・療育手帳
☐ 資格確認書等の本人確認書類1点以上 (転出証明書含む)と、申述書に理由を具体的に記入	☐ 申述書に理由を具体的に入力

<申述者とその確認方法について>

次の者を想定しているが、提示書類等に基づき本人の関係者であることが社会通念上認められる状況であればこの限りではない。また、通常どおり本人確認を行う。

- ・本人の親族（戸籍確認を行う、非本籍人の場合は本籍市町村に電話確認）
- ・入所先施設の職員（職員証を提示、コピー不要）
- ・福祉係市町村職員（職員証を提示、コピー不要）
- ・病院のケースワーカー、社協など福祉関係者（職員権を提示、コピー不要）

(宛先) 朝日村長

記入日 年 月 日

申述者氏名

申述者住所

対象者本人との関係

申 述 書

私は、住民票関係証明書の請求に際しまして、住民基本台帳法 46 条第 2 項の内容について理解した上で下記のとおり申述します。

また、本状の提出と同時にを行う届出等は下記の対象者本人が行うべきものですが、下記のとおり対象者本人等全員の意思表示が困難であるため、やむを得ず申述者である私が代理で行うことを併せて申し入れます。

記

	届出等の対象者本人	本人以外の届出義務者・法定代理人等
氏名		
住所	朝日村大字	朝日村大字
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日
施設等 連絡先		
提示書類 等（いづ れか 1 つ 以上）	☐ 診断書等、病状がわかる書類 ☐ 要介護度 3 以上がわかる書類 ☐ 精神障害者手帳・療養手帳 ☐ 資格確認書等の本人確認書類 1 点以上と下記理由（※）を具体的に記入	☐ 診断書等、病状がわかる書類 ☐ 要介護度 3 以上がわかる書類 ☐ 精神障害者手帳・療養手帳 ☐ 下記理由（※）を具体的に記入
（※） 意思表示 が困難で ある理由	病名・状況等 いつから かかりつけ医・入所先施設等	病名・状況等 いつから かかりつけ医・入所先施設等

○住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
二 偽りその他不正の手段により、第 12 条から第 12 条の 3 まで（これらの規定を第 30 条の 51 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第 12 条の 4（第 30 条の 51 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、又は第 20 条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受けた者。